

## 令和7年度 第6回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和7年9月3日（木）午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 3階 第一會議室

3. 出席委員数 (14名)

出席者 (会長) 吉田陽一

(代理) 戸部秀悦

(委員)

1番		2番		3番	伊藤淑榮
4番	鈴木和俊	5番	高橋郁雄	6番	清水司
7番	三浦栄子	8番	原田智也	9番	鈴木孫城
10番	武田一雄	11番		12番	
13番		14番	山本義則	15番	伊藤賢一
16番	鈴木豊則	17番	鈴木誠孝		

4. 欠席 (4名)

5. 農業委員会業務報告(8月分)

6. 議事案件

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法5条の許可について

7. その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	長補佐事	濱鈴浅	野木井	勇俊和	幸市将
------	------	-----	-----	-----	-----

9. 会議の概要

事務局長	ただ今から、令和 7 年度第 6 回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。今回の総会は議事案件が 2 件であります。 始めに、吉田会長から挨拶をお願いいたします。
会 長	令和 7 年度第 6 回定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。  9 月に入り、いよいよ稲刈りの時期となりました。  7 月は全国的な水不足で、本市でも地域によっては稲の生育状況に、被害が出ていると聞いております。  先月は大雨により各地で災害が発生しており、毎年、心配の種は尽きることはありませんが、稲刈り作業に向けてしっかりと準備して臨みましょう。
	さて、本日の案件は、議事案件が 2 件でありますので、ご審議の程、よろしくお願いします。
事務局長	次に、総会の定足数についてであります。  1 番 佐藤洋介委員、2 番 加藤和洋委員、12 番 佐藤正樹委員、13 番目黒千衣子委員から欠席の届け出があり、本日は 18 名中 14 名で、総会の定足数に達しております。  それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定により、会長が議長を務めことになっておりますので、議事の進行は吉田会長にお願いいたします。
議 長	男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員については、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。

一 同

議長一任。

議 長

議長一任の声がありますので、議事録署名委員に、10番 武田 一雄委員、  
14番 山本義則委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐と浅井主事を指  
名いたします。

続きまして報告に移ります。

業務報告について事務局よりお願いします。

浅井主事

それでは8月の農業委員会業務報告を説明させていただきます。

座って説明いたします。

8月1日、令和7年度、秋田県市農業委員会会長会事務局長会議が開催さ  
れています。

同じく8月1日、転用関係の現地確認が船越地区にて、実施しております。

8月7日、第5回農業委員会定例総会を開催しております。

同じく8月7日、令和7年度、市町村農業委員会地区別研修が開催されて  
おります。

8月19日、3条関係の現地確認を鵜木、五里合地区にてそれぞれ実施して  
おります。

8月26日、第113回常設審議委員会及び令和7年度秋田県知事に対する  
要望活動の実施を行っております。

出席者等については記載の通りとなります。

今後の予定についてご説明いたします。

9月11日、令和7年度地区別市町村農業委員会会長、会長職務代理者事務局長会議が秋田パークホテルで開催される予定となっております。

9月25日、第114回常設審議委員会が開催予定となっております。

10月3日、第7回農業委員会定例総会を開催予定としております。

また、今後の予定に記載はないのですが、11月1日土曜日、今年度の農業委員会大会が開催される予定となっておりますので、次回の10月総会の際に、出欠をとりたいとは思いますが、予め出欠がわかっている方がおりましたら事務局の方にご連絡いただければと思います。

議長

業務報告については以上となります。

只今の事務局の説明について、何かご意見ございませんか。

特にご意見がなければ、報告ですのでよろしくお願ひします。

続きまして、議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明お願ひします。

鈴木局長補佐

それでは皆さん、議案書の1ページをご覧ください。

本日は、所有権移転の案件が1件、貸借権設定が1件となります。

初めに、所有権移転の案件から説明したいと思います。

説明は座ったままで説明させていただきますのでご了承ください。

それでは、議案第12号農地法第3条の所有権移転であります。

申請番号第1号、角間崎字上台31番1、地目畠、面積8,270m<sup>2</sup>。

渡人が船越のA、受け人が船越のB。

渡人の理由としては農業廃止、Aさんはこれで所有の農地が全てなくなります。

受人の理由は、相手方の要望ということになっております。

10 アールあたり、10 万円の総額 80 万円であります。

以上で所有権移転の説明を終わります。

議 長

所有権移転の案件についてであります、何かご意見ございませんか。

一 同

委員より「なし」の声。

議 長

なしというご声がございますので、議案のとおり許可いたします。

続きまして、第 2 号の使用契約について、説明をお願いします。

鈴木局長補佐

それでは引き続き 1 ページの申請番号 2 号を説明いたします。

使用貸借権の設定です。

使用貸借権ですので無償ということになります。

それでは説明いたします。

五里合琴川字百刈田 107、地目田、面積 1,015 m<sup>2</sup>。

渡人が船越の C、受人が五里合の D。

貸借の理由としましては、受人からの要望です。

使用貸借権の設定ということになりますが、理由としましては、受け人の耕作地に隣接している農地であり、渡人にお願いされ毎年草刈等の管理をしておりましたが、来年度は豆を作付けしたとのことで、今まで管理していた経緯を踏まえ、無償の使用貸借することになったとのことでした。

以上で説明を終わります。

議 長

只今の説明に対して、何かご意見ございませんか。

何もないようですので、議案のとおり許可いたしますので、よろしくお願ひします。

続きまして、議案第 13 号、農地法第 5 条の許可について、説明をお願いいたします。

浅井主事

それでは議案書の 2 ページをお願いいたします。

座ってご説明いたします。

農地法第 5 条、転用の案件になります。

申請番号 8 号、船越字狐森 139 番 3、地目畠、面積 499 m<sup>2</sup>。

渡人が船越の E、受け人が船越の有限会社 F。

本件ですが、宅地分譲のための転用となります。

別添の総会資料、農地転用に関する図面等をご覧ください。

まず 1 ページ、申請箇所ですが、船越小学校から 300 メートルほど、西に位置する農地になります。

現況写真は 4 ページ、5 ページとなります。

2 年ほど前までは、地主の方が野菜などを作付けしておりましたが、高齢のため作付できないということで、有限会社 F で宅地分譲し、一般住宅を建てる用地として販売したいという形の転用申請となっております。

取得額は 60 万円と聞いております。

8 号の説明は以上であります。

議 長

農地法第 5 条の現地確認を行ったのは、5 番の高橋郁雄委員と 6 番の鈴木司委員です。

説明員として、5番の高橋郁雄委員よろしくお願ひいたします。

高橋郁雄委員

現地確認の結果を説明します。

周りはほとんど建物が建ち、取得についてもこのまま荒らしておくよりは、農地の再利用という意味でも問題ないと確認してきましたので、よろしくお願ひします。

議長

ご苦労様でした。

只今、高橋委員からご説明ございましたがこれについて何かご意見ございませんか。

一 同

委員より「なし」の声。

議長

ないとのことですので、申請どおりにしますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、申請番号9号の方お願いします。

浅井主事

続きまして、申請番号9号、船越字狐森字140-7、地目畠、面積、342m<sup>2</sup>。

渡し人は、船越のG、受け人が船越の株式会社H。

こちらの転用ですが、請け人の株式会社Hが介護施設を営んでおりまして、その施設職員のための駐車場を増設するための転用となっております。

先ほどの図面の6ページが、申請位置図となります。

申請番号8号の、申請地と100メートルも離れていない箇所が申請箇所となっております。

図面9ページ、10ページの現地写真を見てもらえば一番わかりやすいかと思いますが、目の前に、ショートステイケアプランセンターHという施設がありまして、左側写真の左側ですね10ページの、すでに職員の駐車場となっている箇所がありまして、こちらが手狭になってきており、写真の正面に写っている、草むらですね、こちらが畠になっておりまして、こちらの方まで、駐車場、既存の駐車場と同じ高さで盛土をして、駐車場に転用するという申請になっております。

説明は以上となります。

議長

それでは現地確認いたしました、5番の高橋委員それから、6番の清水司委員、説明員として、6番の清水司委員よろしくお願ひいたします。

清水司委員

現地は、先ほどの転用と同じ日に調査をし、場所も道路を挟んで向かい側になる場所でした。

地目は、畠となっていますが、何年にもわたってを作付けはしていなく、去年か、一昨年くらいに隣の庭というか、駐車場のようなどこが見えるんですが、ここを転用して、住宅を建設しており、切り売りした残りです。

ただ、地目が畠とあるだけで、耕作しているわけでもなく、周りに農地があるわけでもなく、ここを転用しても何も迷惑かかるようなこともなく、しいて言えば周りの人が雪を捨てる場所がなくなると言うような話だけであって、認めてあげても問題ないと思います。

ご審議よろしくお願いします。

議長

どうもご苦労さまでした。

これについて何かご意見ございませんか。

ありませんか。

一 同 異議なしの声あり

議 長 なければ申請通り許可したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、その他で、農用地利用集積等促進計画の案の要請についてであります、事務局おねがいします。

鈴木局長補佐 それでは、続きまして他の案件に入りたいと思います。

議案書の 4 ページをご覧ください。

4 ページ 5 ページの案件であります。

農用地利用集積等促進計画の公告についてということで、秋田県農業公社への要請の案件であります。

まず 4 ページの、所有権移転の案件であります。

申請番号 1 号と 1-2 号が同じ案件でありますので、一括で説明させていただきます。

農業公社を通した売買の案件であります。

払戸字大堤下千間 77 他 11 筆、地目田、面積計 1,041 m<sup>2</sup>。

渡し人が払戸の I、受け人が、農業公社を通して、同じく払戸の J ということになっております。

総額 3,437,700 円ということで、10 アール当たり 30 万円を面積に掛けた計算通りの、金額で取引を行うということでありました。

もともと相対で受人に小作してもらっていた田を、今回、小作人の方から買つてもらうというような内容になっております。

申請番号1と1-2に関しては、以上で説明を終わります。

議長

まずこれについて、ご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

一 同

委員より「異議なし」の声

議長

異議なしということで、申請通りにしたいとおもいます。

それでは次の5ページをお願いします。

鈴木局長補佐

5ページの、その他案件申請番号2と2-2号になりますが、これは農業公社の4耕作事業を使ったものであります。2の方は、秋田県農業公社に対する渡し人Kからの土地の売買の案件です。

2-2で、秋田県農業公社から受人Lへ貸すというような内容の案件になっております。

議事参与案件になっておりますので、一旦説明を止めます。

議長

農地中間管理事業の推進に対する法律第18条、議事参与案件により関係する関係委員が退席するということで、暫時休憩し、原田智也さんに退席お願ひします。

暫時休憩いたします。

原田委員退席

では再開いたします。

議長

それでは、引き続き説明したいと思います。

鈴木局長補佐

同じく座ったままで説明させていただきます。

そうすれば、5 ページを議案書の 5 ページをご覧ください。

所有権移転、移転の案件からご説明します。

申請番号 2 号、払戸字大堤下千間 532、他 8 筆、地目他、面積計 7,293 m<sup>2</sup>。

渡人が能代市の K、受け人が、秋田県農業公社、総額 250 万円であります。

そしてその次、申請番号 2 の 2 号貸借権設定の案件であります。

土地に関しては同じでありますので、渡人が、秋田県農業公社。

受け人が、福米沢の原田智也。

これは 10 アール当たり 16,000 円の貸借権設定であります。

4 耕作事業ということですので、4 年後、令和 11 年の 9 月 29 日をもって、契約終了と同時に、原田智也委員が買い取りするというような内容になっております。

以上で説明を終わります。

ただ今の説明にご意見ありませんか。

議長

委員より「異議なし」の声

異議なしということですので、申請通りとしたいと思います。

暫時休憩します。

議長

原田委員着席

再開します。

その他で何か、ありませんか。事務局お願ひします。

議長 はい。そうすれば、本日配布しました、農地中間管理機構、秋田県農業公社  
社を介した手続きについてという資料をご説明させていただきます。

鈴木局長補佐 「資料の説明」

ほかに何かありませんか。

なければこれでおわりたいとと思います。次の総会は、朝早く、始まりますの  
でよろしくお願ひします。

議長 今日はどうもありがとうございました。